

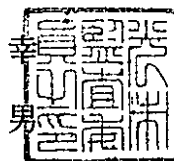


光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和2年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

令和3年6月30日

光市監査委員 松 本 利
同 河 村 龍



光 総 第 9 4 号

令和 3 年 6 月 1 6 日

光市監査委員 松本 利幸 様

光市監査委員 河村 龍男 様

光市長 市 川



令和 2 年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

令和 3 年 5 月 1 7 日付け光監委第 8 号で報告のありました標記の件について、
別紙のとおり通知します。



令和2年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

令和3年度から次のような改善等を実施します。

1 補助の基準等について

- (1) 定額で補助されているものが多く見受けられたが、補助対象経費が明確になっていない例があった。交付要綱が定められていない補助金については、交付決定起案において「補助対象経費の範囲」や「算定基準」を明記されたい。

交付要綱が定められていない補助金等事業について、交付決定起案時に補助対象経費の範囲や算定基準等の補助金交付決定の根拠となる基準等を明記するよう周知徹底するとともに、起案合議において確認及び指導をします。

- (2) 事業計画書や予算書等での支出内訳に、「〇〇活動費」「〇〇研究集会」といった事業の名称のみにとどまり、具体的なテーマや実施内容が記載されていない例があった。これは、交付の適否を判断する上で重要な申請書類であることから、申請者に対しては適正な書類の作成・提出を求められたい。

また、補助金の事業内容（事業計画・実績報告等）、事業経費の会計処理、補助効果等、関係書類の審査を十分に確認できる体制を所管課で構築されたい。

補助金等事業について、申請者の事業計画書や予算書等の支出内訳に具体的な実施内容等を明記することを申請者へ指示するよう周知徹底するとともに、起案合議において確認及び指導をします。

また、交付決定の際は、補助金の事業内容等の関係書類の審査を十分に確認できる体制を構築するよう指導します。

2 交付に係る事務処理について

交付決定起案に添付する「補助金・交付金調書」において、過去3年間の業務評価がA評価であっても起案の中で補助の削減対象事業としたり、業務の進め方に何らかの改善を必要とするB評価であっても定額補助を継続し、改善に向けた業務の検討が不十分な例があった。所管課においては事務事業評価を、事業への的確に反映するとともに、その整合性に十分留意されたい。

補助金等事業について、事務事業評価結果を的確に反映するよう周知徹底するとともに、予算編成ヒアリング時等において確認及び指導をします。

3 事業終了後の事務処理について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、補助対象事業が実施されなかった場合の精算については、実績報告書等を十分に精査し適正に処理されたい。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種補助金対象事業未実施の場合の精算について、実績報告起案時に確認し適正に処理するように各所管課へ周知徹底するとともに、起案合議において確認及び指導をします。

4 最後に

補助金の交付は、地方自治法の規定により、公益上必要性の高い事業や活動を支援し、行政サービスを補完する意味からも、市民福祉の向上に一定の役割を果たしている。しかしながら、社会情勢の変化による補助目的の相対的な低下、あるいは終期設定がなく長期にわたり慣例的に補助するなど、抜本的な見直しがされないままに事務処理が行われている例が見受けられた。市民からの税金を使って交付する以上、支出には透明性の確保や説明責任が強く要求されることは言うまでもなく、あらためて、全ての補助金について、その必要性、費用対効果、補助率の適正化、中長期的な政策目標との整合性、他の代替的方法に比べての優位性、経費負担のあり方など、多角的視点から検証され、第3次行革大綱及び実施計画に沿った各種補助金の見直しを進められたい。また、今後において、内部統制の観点からも交付手続きの共通ルール化を図るなど、より適正かつ効率的な事務処理に必要な取組みがなされるよう要望する。

補助金交付の事務処理について、各所管課の認識を深めるため、指導事項の庁内掲示に加え、事務担当者による会議を開催します。また、交付手続きの共通ルールになるガイドラインの作成について検討します。